

第 28 号

令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和6年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ579,710千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|---------------|---------|
| | | 千円 |
| 1 財 産 収 入 | | 826 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 826 |
| 2 繰 越 金 | | 27,874 |
| | 1 繰 越 金 | 27,874 |
| 3 諸 収 入 | | 551,010 |
| | 1 貸付金元利収入 | 551,010 |
| 歳 入 合 計 | | 579,710 |

| 歳 出 | | |
|---------|-----------|---------------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 教 育 費 | | 千円 579,710 |
| | 1 育 英 資 金 | 579,710 |
| 歳 出 合 計 | | 579,710 |
| | | |

第2表 債務負担行為

設 定

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------|-------|-----------|
| 事務機器等貸借 | 令和7年度 | 千円 356 |